　第７５５号　ヤスクニ通信 ２０１７年１２月１０日

日本キリスト教会靖国神社問題特別委員会

**<祈りのために>**

　「世は自分の知恵で神を知ることが出来ませんでした。それは神の知恵にかなっています。そこで神は、宣教という愚かな手段によって信じる者を救おうと、お考えになったのです。　　　　　　　　　　　　　　（コリントの信徒への手紙一1章21節）

　私どもの鶴見教会では、１１月１９日（日）青山学院大学准教授・宗教主任の森島豊先生をお招きして、特別伝道礼拝を持ち礼拝後に講演会が開かれました。

　講演会では「人権と憲法の危機：今、何をすべきなのか？」と題して講師の先生による講演が行われ貴重な学びの時を持つことが出来ました。

　先日の衆議院選挙の結果、自民党と公明党が３分の２以上の議席を獲得したことにより、これから憲法改正の議論が積極的に進められることが予測されています。

　戦後７２年の間、私たちの国が戦争をしない国として守られてきた平和憲法の改悪が懸念される現状におかれています。このような状況下において、森島先生を通して多くの示唆が与えられた講演会となりました。

　講演会に先立って、森島先生の著書「人権思想とキリスト教」を読ませていただきましたが、その中で先生は次のような主張をされています。

　「日本国憲法の成立については様々な立場があって、占領軍に押し付けられたとする議論が時折なされますが、最近では違う見方が多く紹介されるようになってきました。当時の憲法学者の草案は、アメリカの独立宣言やキリスト教の人権理念の影響を受けているといわれています。

　カルヴァンは、国家権力からの教会の信仰上の独立を要求したことにより、君主や国家に対する抵抗権を認めたのであります。

　また、戦後日本の教会の戦争責任については、戦時中、日本の教会がキリストに従いきれなかった現実があり、戦後それと向き合うことをしてこなかった事実があります。

それは、真実な意味で教会の戦後責任を果たしていないことになります。人間の罪に対して、自然に対して、神の造られた世界に対して、神のあわれみに支えられながら神の恵みに応える人間を創造しなければなりません。そのために神がお選びになった方法は福音伝道であります」。以上が森島先生の書かれた著書の内容であります。

　私たちは国の内外共に課題の多い状況の中で生きていますが、一人のキリスト者として愛をもって世界の平和を求める者でありたいと思います。

　（祈り）

　主よ、あなたをほめたたえます。あなたはすべてのものを支配し、すべてを治めておられます。あなたの教会とすべての人々を、正しき道に導いてください。

　　　　　　　　　　　　　　茅根愛二（鶴見教会長老　東京中会靖国問題特別委員）

＜ヤスクニ問題と私＞

**「命こそ宝」**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　德永　博（東京告白教会長老）

　毎年３月になると、東京の人たちは九段の靖国神社の境内にある3本のソメイヨシノに注目する。境内に約千本ある桜のうち、600本あるソメイヨシノがこの3本を先頭に、一斉に開花するからだ。この3本のうち2本が花を付けると、御役人が「開花宣言」をして、それから数週間、靖国神社境内、上野公園、飛鳥山、隅田川、目黒川など東京の桜の名所が、花見客で賑わうことになる。この桜開花宣言は、やがて北上して北海道にまで及ぶ。日本人にとって、春を彩る桜花によせる身近かな美意識が、実は為政者が富国強兵のために利用してきたのだと意識する人は少ない。

　靖国神社境内の北奥に「遊就館」と名付けられた博物館がある。本館と新館の間の前庭には、特攻隊で散った少年飛行兵像があり、新館ロビーには「零式戦闘機」そして最上階には特攻兵器「桜花」、その胴体には一重五弁の桜が誇らしげに描かれている。旧陸海軍が桜花を徽章に用いたことはよく知られている。それだけでなく太平等戦争末期、皇軍兵士の間で好んで唄われた「同期の桜」の最後は「咲いた花なら、散るのは覚悟、見事散りましょ、国のため。」と結ばれている。戦争の常識を逸脱したおぞましい特攻作戦には、連戦錬磨の古参兵のみならず知識や教養のある学徒兵も従容として従軍したと伝えられているが、これこそ為政者や軍隊の指揮官が「桜」を用いて兵士の美意識をくすぐり、「散る花」の自己完結を強いたのではないか。そして死後に祀られる靖国神社の境内を、多くの桜花で飾って彼らの霊を迎え入れ、戦死者の顕彰を行うようにして戦没者遺族を慰撫しようとしたのではないか。

　太平洋戦争末期の悲劇は、皇軍の「国の為に散る」意識が、兵士以外の一般住民にまで強要されたことである。1945年3月沖縄渡嘉敷島に米軍が上陸した時、船舶特攻隊を指揮していた陸軍Ａ大尉は、特攻兵器を処分して西山高地に住民を集結させ、長期戦に入る部隊の行動を妨げぬため、また部隊に食糧を供給するため、潔く自決せよ、と命令した。その結果329人の島民が集団自決し、辛くも生き残った島民には、軍隊は食糧徴発を命じ、従わぬ者は射殺した。このような悲劇は６月24日沖縄戦が集結するまで、沖縄各地で頻発したことを、大田昌秀が「醜い日本人」（1969年サイマル出版会）に克明に記している。

　靖国神社が賞揚する「御国のために死ぬ」ことは、大田昌秀をはじめ沖縄の人たちが沖縄戦及びその後の米軍施政権下、また復帰後現代の基地問題に至る間に体得した「」という標語によって、強く否定される。私達は美しい「ソメイヨシノ」の陰にある国家の陰謀を見過ごしてはならない。神から授けられた生命こそ、尊い宝であることを忘れてはならない。

＜注目の書籍＞

**『反戦主義者なる事通告申上げます』**

**－反軍を唱えて消えた結核医・末永敏事－**　　森永玲著　花伝社

尾谷 則昭（南浦和教会長老）

長崎新聞に2016年6月15日から10月6日まで78回連載された記事「反戦主義者なる事通告申上げます　消えた結核医末永敏事」を基に、加筆修正されて本書は成った。折しも、この6月、本書の編集作業中に「改正組織犯罪処罰法」が成立した。著者は末尾の「取材経緯」において「改正法で新設される『テロ等準備罪』は、犯罪を計画段階で処罰する共謀罪の流れをくむ。『現代の治安維持法』と呼ばれる共謀罪が形を変えて出現したのだとすれば、では、これが何の始まりなのかを考えていく必要がある。近い過去の失敗をもう一度考える必要がある。」と警告する。

末永敏事（ﾋﾞﾝｼﾞ・1887～1945）は長崎県の島原半島・北有馬村今福（現南島原市）に生まれた。25歳で長崎医学専門学校を卒業し、1914年（27歳）頃渡米、結核研究に携わり、1927年（40歳）博士論文「結核菌の抗酸性に関する研究」を著す。その主要論文は米国結核予防会年次大会で発表され、30代の敏事が米国におけるこの領域で先端を走っていたことを証ししているが、現在の日本の医学界で大正期にそのような日本人がいたことは知られていない。1925年（38歳）7月4日の内村鑑三の日記に「医学研究の為に米国留学10年を終わって近頃帰朝せし末永敏事君の訪問を受けた。」と記されている。…敏事は1901年（14歳）～1906年（19歳）一人で上京し青山学院中等科に学び、反戦論者の内村鑑三に師事していた…。帰国の前年、米議会では排日移民法が成立し、敏事にもその影響は及んでいたこと、鑑三からの日本伝道への誘いに応える思いもあったであろうことを、筆者は帰国の理由にあげている。

帰国後は米国での華々しさとは裏腹のひっそりとした生活に変わる。先ず、故郷の北有馬で開業するがやがて流転し、1938年（51歳）、賀川豊彦の紹介で茨城県鹿島郡の結核療養施設「白十字会保養農園」の住み込み医師となる。当時の日本は前年に日中戦争に突入し、近衛文麿内閣が国家総動員法を施行した年で、人と物を統制して戦争に集中させようとしていた。その統制のトップを切ったのが「医療関係者職業能力申告令」で、医師は氏名、性別、診断能力、学歴・職歴、総動員業務従事への支障の有無、その従事への希望など、16項目の申告が求められた。1938年10月4日付けで敏事は回答した。「医師職業能力申告の徴集勤務の療養所医師として入所の除隊兵及兵士家族に必要の書類作成如き事項に当面し平素所信の自身の立場を明白に致すべきを感じ茲に拙者が反戦主義者なる事及軍務を拒絶する旨通告申上げます」。彼は国家総動員が開始された矢先に、医師としての軍務拒否の立場を明確に回答した。そして2日後の6日に茨城県特高に逮捕され、1939年1月17日に「陸海軍刑法違（造言飛語罪）と不敬」容疑で送検、同年2月16日に不敬罪は外され造言飛語罪だけで起訴された。判決は同年3月18日禁錮三月が言い渡され、敏事は控訴した。同年4月27日の控訴審で再度禁錮三月の判決があり、上訴なく判決が確定した。理由は不明だが、敏事は頑強にも、一審、控訴審とも沈黙を通した。その後収監され、出所したとみられるが、その後の消息は断片的にしかわからない。

1943年（56歳）の春、新宿で歯科医を開業していた同郷の井村兼治を、特高に尾行され、ぼろぼろに破けた背広の敏事が訪ねているが、玄関先で手を握り合い、暫し話をしただけで辞している。死亡は戸籍によると、1945年8月25日（58歳）東京の清瀬村となっている。この出版を機に、反骨を貫いた無教会主義の信者・結核医の不明な事柄が少しずつでも解明されんことを祈る。　　　　　　　　　（2017年7月25日　初版第1刷発行　1,500円＋税）**<ヤスクニ・ニュース>**

**靖国神社で中学生が体験学習「宗教行為は問題」**

　日本キリスト教協議会（NCC）靖国神社問題委員会（坂内宗男委員長）は、練馬区教育委員会に、「靖國」（靖国神社社報）の2017年11月号の記事に「職場体験学習に関して、中学生２人が『自ら当神社での体験を希望し』『神札授与所での参拝者対応を始め、禊行（みそぎ）など神社業務・神道について学んだ』と載っているため」に、質問及び要請をした。そして1997年4月の愛媛県靖国神社玉串訴訟の例を取り上げ、「最高裁は、愛媛県が靖国神社・護国神社に公金支出した玉串料は、靖国神社・護国神社という特定の宗教団体に対して玉串料を奉納するもので、援助・助長・促進になり、憲法20条3項の政教分離と同89条に違反する」としたこと。また、教育基本法第15条 （宗教教育）には「国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない」から、13の質問をした。とくにその中で「職場体験の目的の一つは、現場の方に教わりながら一緒に働くことであろうかと思います。靖国神社は宗教施設ですから、働いている方は神職であり、その労働は宗教行為です。神札授与所での、破魔矢などの物品販売ならともかく、禊行などの宗教行為を、学校行事の中で行ったのは問題ではないでしょうか」と問い、それを行わないように要請した。

**「安倍首相の改憲の本質は、大日本帝国の復活」（仏ル・モンド紙）**

　衆院選で大勝した安倍首相に、フランスのル・モンド紙は、今月20日の電子版に「安倍晋三、受け継がれし歴史修正主義」と題した特集記事を掲載。約3000語に及ぶ長文で、安倍の歴史修正主義の危うさを鋭く指摘している。海外から安倍首相がどう見えているのか、その視点を知るうえで極めて興味深い記事である。その中の一文を紹介する。「…安倍晋三を生み落とした日本の右派は、国際社会におけるコンプレックス（劣等感）から解き放たれ、経済的にも軍事的にも強い、ある種のJapon『悠久不滅たる神国日本』を取り戻すため、戦後という"ページをめくって"この断絶を抹消したいのだ…」。　　　　（LITERA　10月25日）

**上海に東京裁判記念館　中国が計画**

　第二次大戦で勝利した連合国側が日本の指導者の戦争責任を裁いた極東国際軍事裁判（東京裁判）の記念館を中国上海市に建設する計画が進んでいることが、分かった。上海交通大・東京裁判研究センター長の程兆奇（ていちょうき）教授が明らかにした。習近平（しゅうきんぺい）指導部は「日本の侵略戦争を断罪した」と東京裁判の意義を強調。憲法改正論議など「戦後体制」見直しの動きが進む日本に対し、歴史問題でけん制を強める狙いがありそうだ。完成すれば、江蘇省の南京大虐殺記念館などと同様に「抗日」教育の重要拠点に認定される可能性が高い。中国は「戦勝国」の立場を誇示して中国を戦後の国際秩序の構築者とアピール。愛国心を鼓舞し、十月の共産党大会で掲げた「強国建設」に向けた国内の機運を盛り上げたい思惑もありそうだ。日本政府は一九五二年発効のサンフランシスコ平和条約で東京裁判を受諾。しかし同裁判を巡っては、日本の保守層などから、連合国による報復の意味合いが強く、Ａ級戦犯の東条英機元首相らが問われた「平和に対する罪」は、事後法の適用だとの批判がある。一方、中国側はＡ級戦犯が合祀（ごうし）された靖国神社に現職の首相や閣僚が参拝することに激しく反発している。程氏によると、中国政府から昨年夏に許可が下りた。上海市当局などが市内で土地を選定中で完成時期は未定だが、裁判関連の資料や写真のほか、裁判官や検察官、東条元首相らの姿を描いた巨大な油絵などを展示する予定だ。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（中日新聞11月26日）

|  |
| --- |
| 755号ヤスクニ通信 2017年12月10日  発行 日本キリスト教会  靖国神社問題特別委員会  発行人 古賀清敬 編集 川越弘（代）  発行 粂広国（大和教会）  〒242-0021神奈川県大和市中央7-1－22 TEL＆FAX 046-261-3957 |

**<編集後記>**10月から大会靖国委員を辞し、12月で編集の作業を終えることになりました。2009年1月5日からの8年間、拙い編集の働きでしたが、毎月読んでいただいたことを感謝しております。時勢はますます右傾化に拍車をかけており、教会の宣教を見つめ直す時が来ております。大会靖国委員から離れても、これまで以上に励まなければなりません。井上豊牧師（大会靖国委員長）と尾谷則昭長老（南浦和教会）と共に、お礼申し上げます。川越弘